

日火連短信

令和5年4月3日第204号

〒106-0041
東京都港区麻布台 2-3-22 一乗寺ビル 3F
一般社団法人 日本火薬銃砲商組合連合会
専務理事 大岩 伸夫
TEL 03-5549-9041
FAX 03-5549-9042
URL <http://www.nikkaren.jp/>
E-mail : nikkaren-n.ooiwa@nikkaren.jp
info@nikkaren.jp

経済産業省より、『火薬類取締法施行規則』の改正により第3種保安物件に「蓄電所」が追加された旨の案内がありました。これは改正内容に対して当会および会員各位からもパブリックコメントで意見・質問等を提出していたものですが、パブコメの結果、「蓄電用の施設」となっていたものが「蓄電所」に修正されました。「蓄電所」に該当するのは、電気事業法において「発電事業」に位置づけられる放電電力が10MW（1万KW）以上の大型蓄電池です。

各組合長および事務局は、会員各位への周知をお願い致します。

関係団体各位（全国火薬類保安協会、煙火協会、日本火薬銃砲商組合連合会、日本火薬工業会の皆さま）

平素より大変お世話になっております。

火薬類保安行政につきまして、日頃より御理解、御協力を賜り厚く御礼申し上げます。

「安定的なエネルギー需給構造の確立を図るためのエネルギーの使用の合理化等に関する法律等の一部を改正する法律」の施行に伴う関係省令・告示の整備に伴う「火薬類取締法施行規則」の改正について、昨日3月28日付で官報にて公布されましたので、ご連絡いたします。施行日は4/1です。《別添1を参照願います》

また、併せてパブリックコメントの結果（考え方の回答含む）がe-Govに掲載されました。皆様からは、保安物件の対象となる蓄電所の定義についてご意見・ご質問いただいておりますところ、その考え方についても記載しておりますので、あわせてご確認いただけますと幸いです。《別添2を参照願います》

概要としては、過日の火薬小委員会でご紹介したとおりですが、4月1日付けで蓄電所による発電事業が可能になることを受けて、従前より保安物件として扱ってきた発電事業の用に供する施設として発電所と蓄電所を明確化し併記したものです。必要に応じて小委員会の資料も使用いただければと思います。

今後ともどうぞよろしくお願いたします。

経済産業省 産業保安グループ 鉦山・火薬類監理官付
火薬係長 川邊 真理（かわべ まり）
〒100-8901 東京都千代田区霞が関1-3-1
TEL：03-3501-1870 FAX：03-3501-6565
直通：050-3091-1860
E-mail：kawabe-mari@meti.go.jp
